

**県民向け宿泊プラン造成支援事業 みやざき県民「旅して応援！」キャンペーン Q&A**  
(宿泊事業者様向け)

**Q 1. みやざき県民「旅して応援！」キャンペーンに参画したいのですが、どうすればよいですか。**

A：みやざき県民「旅して応援！」キャンペーンは、

① (クーポンを組み込んだ) 県民向け宿泊プランを販売する

② 「ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポン」を販売する

上記の2つの販売方法となります。どちらの方法で販売するかを決めた上で、必要なクーポン枚数を申請してください。①、②どちらも販売することも可能です。

**【①、②共通】**

**Q 2. 販売期間を教えてください。**

A：Q 1にある①、②ともに令和2年6月19日(金)～令和2年9月18日(金)迄です。

※この期間外の販売は補助対象外となりますのでご注意ください。

**Q 3. 販売方法を教えてください。**

A：宿泊施設自身で販売する方法と旅行会社(OTA含む)を通じて販売する方法があります。

どう販売するかは宿泊施設自身で決めてください。なお、旅行会社(OTA含む)を通じて販売する場合、手数料が発生するケースがあります。販売手数料は、原価×手数料率ではなく、販売価格×手数料率としてください。手数料率については、宿泊施設と旅行会社(OTA含む)の間で取り決めてください。

**Q 4. 販売する際、本人確認はどうすればよいですか。**

A：宿泊施設自身で販売する方法、旅行会社を通じて販売する方法いずれも、店頭販売の場合は免許証等の提示を以て確認してください。WEBや電話販売を行う場合は、住所等を入力、聞き取りしてください。

**【(クーポンを組み込んだ) 県民向け宿泊プランを販売する場合】**

**Q 5. ① (クーポンを組み込んだ) 県民向け宿泊プランについて教えてください。**

A：宿泊事業者が、県民向けプランを造成し、プラン原価からクーポン値引き額を差し引いた額で、お客様へ提供するものです。

(例) 原価2万円(税抜き)の県民向け宿泊プランに、クーポン4枚分(2,500円×4=10,000円)を充当し、1万円(税抜き)(1万1千円(税込み))で販売する。

なお、プランの販売に当たっては、プラン名称に必ず**【みやざき県民「旅して応援！」キャンペーン】**と加えてください。また、宿泊プランの①原価 ②クーポン値引き額 ③販売価格をお客様に分かるように明示してください。

(例) プラン名称：**【みやざき県民「旅して応援！」キャンペーン】1泊2食プラン**

プラン紹介：通常2万円(税抜き)のところ、クーポン1万円分の適用で、1万1千円(税込み)で利用いただけます！ 等

**Q 6. プラン利用可能期間を教えてください。**

A : 令和2年6月19日（金）チェックイン～令和3年2月28日（日）チェックアウト分迄です。プラン利用での宿泊日は上記期間の範囲内において各施設で設定してください。  
※販売期間は令和2年9月18日（金）迄ですのでご注意ください。

**Q 7. プラン販売の上限を教えてください。**

A : 1施設1人あたり最大2万円（クーポン8枚分相当）の割引適用分までです。  
（例）原価2万円（税抜き）の県民向け宿泊プランにクーポン4枚分（1万円OFF）を充当し、1万1千円（税込み）で販売する場合、2泊分までプランを適用。3泊目以降は原価となることを販売時に周知。

**Q 8. 実績報告はどのようにすればよいですか。**

A : ①9月18日（金）またはプランの販売が終了した日のいずれか早い日から20日以内に事業経過報告書を宮崎県観光協会会長宛に提出してください。  
②令和3年2月27日（金）またはすべてのプラン購入者が宿泊を完了した日のいずれか早い日から20日以内に、実績報告書、購入者名簿一覧、クーポンの半券及び領収書の写しを宮崎県観光協会会長宛に提出してください。

**Q 9. プランを期間内に売りきれなかった場合、どうしたらよいですか。**

A : クーポンの割り当て枚数を下回った場合、その差枚数分の額（交付決定額－販売額）を返還いただきます。返還方法は別途指示します。  
（例）100枚分（25万円）交付決定を受けていたが、80枚分（20万円）しか売れなかった場合、25万円－20万円＝5万円を返還する。

**【ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポンを販売する場合】**

**Q10. クーポンの利用可能期間を教えてください。**

A : 令和2年6月19日（金）～令和3年9月30日（金）チェックイン迄です。  
※販売期間は令和2年9月18日（金）迄ですのでご注意ください。

**Q11. 販売価格を教えてください。**

A : 1枚2,500円（非課税）です。額面は5,000円です。

**Q12. 販売枚数の上限を教えてください。**

A : 1施設1人あたり最大8枚までです。  
※転売防止のため、グループでの購入はできません。

**Q13. 実績報告はどのようにすればよいですか。**

A : 9月18日（金）または販売を完了した日のいずれか早い日から20日以内に実績報告書、購入者名簿一覧及び領収書の写しを宮崎県観光協会会長宛に提出してください。  
実績報告書の様式や記入例をホームページで公開していますのでご確認ください。

**Q14. 販売期間内にクーポンを売り切れなかった場合、どうしたらよいですか。**

**A :** 販売枚数が割り当て枚数を下回った場合は、その差枚数分の額（交付決定額－販売額）を返還いただきます。返還方法は別途指示します。

（例）100枚分（25万円）交付決定を受けていたが、80枚分（20万円）しか売れなかった場合、25万円－20万円＝5万円を返還する。

**【①（クーポンを組み込んだ）県民向け宿泊プラン、②「ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポン」の両方を販売する場合】**

Q5～Q9，Q10～Q14にそれぞれ記載のあるとおり適用されます。

ただし、実績報告については以下のとおりとします。

- ①令和2年9月18日（金）またはプラン及びクーポンの販売が終了したいずれか早い日から20日以内に事業経過報告書を宮崎県観光協会会長宛に提出してください。
- ②令和3年2月27日（金）またはすべてのプラン購入者が宿泊を完了した日のいずれか早い日から20日以内に、実績報告書、購入者名簿一覧、クーポンの半券及び領収書の写しを宮崎県観光協会会長宛に提出してください。

## その他

○宿泊プランで販売する場合、特に次の点に留意してください。

販売価格を設定する場合の例

税込み22,000円のプランにクーポンを4枚適用する商品を販売する場合

（正）20,000円（税抜き）－10,000円（クーポン4枚分の補助金額）  
＝10,000円（税抜き）

販売価格＝10,000円×1.1＝11,000円（販売価格）

（誤）22,000円（税込み）－10,000円（クーポン4枚分の補助金額）  
＝12,000円（税込み） ←販売価格